

-
- ◎議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算
- 議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 23、議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算、議案第 10 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 25 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 14 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 25 年度白老町

立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算、議案第 20 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 25 年度各会計予算 12 件とこれに関する条例の一部改正議案 3 件、合わせて 15 議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 37 号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページ、附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案説明であります。本町における新財政改革プログラムの取り組みの一環である職員の給与の自主削減について、削減率を見直した上、継続するため本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～22 略	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1～22 略</p> <p>23 職員の給料額は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が 1 級及び 2 級の職員にあっては 100 分の 95、3 級及び 4 級の職員にあっては 100 分の 92、5 級の職員にあっては 100 分の 89、6 級の職員にあっては 100 分の 86、医療職給料表（二）の職務の級が 1 級及び 2 級の職員にあっては 100 分の 95、3 級及び 4 級の職員にあっては 100 分の 92、5 級の職員にあっては 100 分の 89、医療職給料表（三）の職務の級が 1 級及び 2 級の職員にあっては 100 分の 95、3 級及び 4 級の職員にあっては 100 分の 92、5 級の職員にあっては 100 分の 89 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 に定める額とする。</p>

議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 38 号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明です。本町における新財政改革プログラムの取り組みの一環である特別職の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～25 略	附 則 1～25 略 <u>26 特別職の職員の給料額は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、別表第 1 の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあつては 100 分の 55、副町長にあつては 100 分の 60 を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第 1 に掲げる額とする。</u>

議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 39 号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制

定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明であります。本町における新財政改革プログラムの取り組みの一環である教育委員会教育長の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～2 1 略	附 則 1～2 3 略 <u>2 4 教育長の給料額は、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間に限り、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額に 1 0 0 分の 6 5 を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。</u>

議案第 9 号 平成 2 5 年度白老町一般会計予算

○議長（山本浩平君） ここでお諮りいたします。

予算議案の提案であります、「第 1 表 歳入歳出予算」、「第 2 表 債務負担行為」、「第 3 表 地方債」の朗読は、議案説明会において説明されてございますので、省略させていただくこととしてよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第 9 号の提案を願います。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） それでは、一般会計予算から提案説明させていただきます。

議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算。

平成 25 年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 92 億 1,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額

は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案第10号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計
予算

○議長(山本浩平君) 議案第10号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長(須田健一君) 議案第10号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成25年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,562万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 1 1 号 平成 2 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第 11 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 11 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,788 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 1 2 号 平成 2 5 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第 12 号の提案を願います。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第 12 号 平成 25 年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 4,111 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高限度額は、10 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第13号 平成25年度白老町学校給食特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第13号の提案を願います。

辻教育部長。

○教育部長(辻 昌秀君) 議案第13号 平成25年度白老町学校給食特別会計予算。

平成25年度白老町の学校給食特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,198万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第14号の提案を願います。

高島都市整備部長。

○都市整備部長(高島 章君) 議案第14号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成25年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,721万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、

5,000 万円と定める。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第 15 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 15 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町の墓園造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 315 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続き、議案第 16 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 16 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 1,522 万 7,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業
特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第 17 号の提案を願います。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第 17 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,126 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,500 万円と定める。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第 18 号の提案を願います。

長澤病院事務長。

○病院事務長（長澤敏博君） 議案第 18 号 平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成 25 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,610 万 8,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、5,000 万円と定める。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第 19 号の提案を願います。
高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第 19 号 平成 25 年度白老町水道事業会計予算。
（総則）

第 1 条 平成 25 年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）給 水 予 定 戸 数 9,535 戸。
- （2）1 日 平 均 給 水 量 4,916 立方メートル。
- （3）年 間 総 給 水 量 179 万 4,204 立方メートル。
- （4）主要な建設改良事業
配水施設改良事業 1 億 301 万円。
浄水施設整備事業 1 億 3,183 万 8,000 円。

次のページでございます。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款水道事業収益 3 億 4,628 万 2,000 円。各項、記載のとおり。

支出、第 1 款水道事業費用 3 億 918 万円。各項、記載のとおり。

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 3,605 万 7,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,135 万 9,000 円、損益勘定留保資金 4 億 2,469 万 8,000 円で補てんするものとする。）

収入、第 1 款資本的収入 1 億 3,028 万 5,000 円。各項、記載のとおりでございます。

支出、第 1 款資本的支出 5 億 6,634 万 2,000 円。各項、記載のとおり。

次のページでございます。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、浄水施設整備事業、期間、平成 26 年度、限度額 1 億 3,000 万円。

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額 5,000 万円。浄水施設整備事業、限度額 8,000 万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,898万円。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,235万7,000円と定める。

平成25年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第20号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長(山本浩平君) 最後になります。議案第20号の提案を願います。

長澤病院事務長。

○病院事務長(長澤敏博君) 議案第20号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 58床。

(2) 年間患者数

入院 1万950人。

外来 3万3,565人。

(3) 1日平均患者数

入院 30人。

外来 137人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益9億9,049万4,000円。各項、記載のとおりでございます。

支出、第1款病院事業費用9億1,153万9,000円。各項、記載のとおりでございます。

次のページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,500万円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1,598万4,000円。1項、同額。

支出、第1款資本的支出9,098万4,000円。1項、同額。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

表でございますが、事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次のページでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することがことのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費5億1,336万3,000円。

(2) 交際費96万4,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息等に充当するほか、運営の健全化を促進するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億9,207万5,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、9,001万2,000円と定める。

平成25年2月27日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま議案第9号から第20号までの各会計予算12件と、これに関する議案3件、合わせて15件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成25年度各会計予算とこれに関する議案を本会議で審議することは困難であると思われまます。

そこで、慣例によりまして、議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えまます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思ひまますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めまます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第9号から第20号までの平成25年度各会計予算12件と関連議案3件の合わせて15件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、

審査をお願いすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、平成 25 年度各会計予算 12 件と関連議案 3 件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。